

4. 戦没者遺骨のDNA鑑定

○ 戦没者の御遺骨を御遺族へお返しするため、平成15年度から、遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する御遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。なお、身元が判明した場合には、受領を希望する御遺族が居住する都道府県を通じて御遺骨の伝達を行っている。

○ 御遺族の高齢化に加え、国会での議論や関係団体等からの要望を踏まえ、戦没者遺骨の身元特定に関し、平成29年度より以下の方針に基づき、取組を行っている。

① DNA鑑定の対象となる遺骨の検体の部位の拡大

御遺族を特定するためのDNA鑑定の対象となる御遺骨の検体の部位について、歯に加えて平成29年度から四肢骨、令和元年度からは側頭骨の錐体部（すいたいぶ）も検体とする。

② DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

試行的取組として、平成29年度から沖縄10地域、令和2年度から硫黄島及びタラワ環礁の戦没者の御遺骨について、御遺族と思われる方からの申請を募り、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施している。

(DNA鑑定状況)

令和2年6月末現在

年度	判明	否定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	0	0	0
計	※1,174	2,242	3,416

※判明数の内訳（旧ソ連地域：1,158、南方等：16）